

## 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の背景と趣旨等

- これまでの少子化対策では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。
- 東大和市でも、「子どもを生ま育てることに喜びを感じることができるまち」や「子どもが健やかに育つまち」を目指して、平成17年に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定して、少子化対策を進めてきました。
- しかし、出生率の低下により少子化は進行し、さらなる核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭もある中、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。
- また、男女共同参画や女性の社会化の実現などにより、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分なことや、多くの待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。
- さらに、平成17年以降、日本の総人口は減少が続いており、人口減少社会を迎えた今、これまでの働き方や子育ての仕方、社会の支援の仕方などを見直していく必要があります。
- このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。
- そして、それらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。
- このため、東大和市では、子ども・子育て支援の取組を一層促進させるために、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」の第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づいた上で、同法第77条の規定で設置している「東大和市子ども・子育て支援会議」において委員の意見を聴取して策定します。
- 本計画は、「東大和市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

### 【参考】子ども・子育て支援法

#### (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### (市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 3 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期とします。

## 4 計画策定体制と策定方法

- 本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、利用希望把握調査(ニーズ調査)を行いました。
- また、子ども・子育て支援法第77条に基づき、学識経験者、公募委員(子どもの保護者)、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、内容等の協議・検討を行いました。
- さらに、計画の中間報告に対する意見公募と市民説明会を行い(平成26年10月に実施)、広く市民の意見を伺いながら、庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めました。